

様式第4号（第5条関係）

## 誓 約 書

令和 年 月 日

佐伯市長 様

住 所

氏 名

（署名）

佐伯市移住支援事業補助金の交付申請に当たり、私の世帯の市税の納付状況及び生活保護の受給に関し関係公簿等を照会し、及び調査されることに同意するとともに、以下のとおり誓約します。

- 1 定住（移住後、少なくとも5年以上佐伯市に生活の本拠を置くこと）をします。
- 2 佐伯市内への転入は、転勤、出向等の職務上の転入、卒業後1年以内の初めての就職による転入、進学等による一時的な転入その他これらに類する転入ではありません。
- 3 世帯員全員が、佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号）第6条第1号に規定する暴力団関係者ではありません。
- 4 世帯員のいずれかが、佐伯市空き家利活用促進事業補助金交付要綱（令和4年佐伯市告示第141号）による佐伯市空き家利活用促進事業補助金の交付を受けること又は受けたことはありません。
- 5 世帯員のいずれかが、佐伯市移住支援事業補助金の交付を受けたことはありません。
- 6 世帯員のいずれかが、廃止前のようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱（平成28年佐伯市告示第142号）及び廃止前の佐伯市移住応援給付事業補助金交付要綱（令和4年佐伯市告示第140号）による補助金の交付を受けたことはありません。
- 7 移住した日前10年間において、世帯員のいずれかが、大分県内の他市町村から移住支援金、移住応援給付金その他これらと同趣旨の補助金等の交付を受けたことはありません。
- 8 世帯員のいずれか又は世帯員と同一の住居に居住し、生計を一にする者が、本市又は移住前の住所地の市区町村において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者ではありません。
- 9 佐伯市移住支援事業補助金を活用して移住した者に対して佐伯市が行う各種調査に協力します。
- 10 移住後は、佐伯市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活します。
- 11 この誓約事項に違反したとき、申請内容に事実と相違が認められるとき等、佐伯市移住支援事業補助金交付要綱第7条第1項各号に掲げる事由に該当したときは、交付決定の全部又は一部の取消しを受けても異議はなく、佐伯市から受けた補助金を直ちに返還します。